

港湾施設使用料【地方港湾】

令和元(2019)年10月1日から

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	
				外航船舶	その他の船舶
係留施設	岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき		
			12時間まで	3円12銭	<u>3円42銭</u>
	12時間を超える場合 24時間までごとに	4円16銭	<u>4円56銭</u>		
		<small>※ 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。</small>			
	小型船舶特定係留施設	係船料	1隻1月につき 須波港		<u>10,670円</u>
係留施設	棧橋(フェリーボートの接岸施設を含む。)及び浮棧橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき		
			12時間まで	2円31銭	<u>2円53銭</u>
			宮島さん橋 宮島さん橋以外の棧橋	1円60銭	<u>1円74銭</u>
		<small>※ 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。</small>			
			12時間を超える場合 24時間までごとに	3円9銭	<u>3円39銭</u>
			宮島さん橋 宮島さん橋以外の棧橋	2円14銭	<u>2円33銭</u>
港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	
		入場料	入場する者1人(6歳以上)		70円
			1回につき		
			常時入場する者1人(6歳以上)		1,380円
			1月につき		
			車両		
			1台1回につき		100円
			自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの		
			その他のもの		
			車体の長さ3メートル未満		140円
			車体の長さ3メートル以上5メートル未満		170円
車体の長さ5メートル以上		260円			
1台1月につき			<u>2,040円</u>		
自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの					
その他のもの					
車体の長さ3メートル未満		2,650円			
車体の長さ3メートル以上5メートル未満		3,770円			
車体の長さ5メートル以上		5,460円			
荷さばき施設	荷さばき地	使用料	1平方メートル1日までごとに		<u>3円11銭</u>
		<small>※荷さばき地 荷さばき地の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。</small>			
	上屋	使用料	1平方メートル1日までごとに		<u>14円51銭</u>
旅客施設	待合所	使用料	事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの		
			1平方メートル1月までごとに		
			佐木港 佐木港待合所		920円
			佐木港 小佐木待合所		550円
			須波港 須波港旅客上屋		<u>1,660円</u>
			土生港 土生港旅客上屋		<u>2,290円</u>
			重井港 重井西港待合所		410円
			竹原港 内港待合所		530円
			竹原港 北崎待合所		<u>1,110円</u>
			忠海港 忠海港待合所		<u>1,170円</u>
			瀬戸田港 瀬戸田港旅客上屋		980円
			瀬戸田港 向田待合所		400円
			鯉崎港 白水港旅客待合所		<u>2,030円</u>
			鯉崎港 福浦棧橋待合所		<u>710円</u>

			大西港 長江谷地区旅客上屋 蒲刈港 田戸待合所 小用港 小用棧橋待合所 小用港 吹越棧橋旅客上屋 小用港 西沖地区旅客上屋 小用港 秋月待合所 大竹港 大竹港旅客待合所 御手洗港 小長港旅客ターミナル 川尻港 川尻港旅客上屋 中田港 高田港棧橋待合所 中田港 中町棧橋待合所 巖島港 宮島三号棧橋待合所 ※ 事務室とは、港湾関連事業のための事務所又は旅客施設利用者の利便に供するための施設をいう。	2,680円 1,290円 1,930円 1,040円 1,550円 760円 750円 1,110円 530円 870円 2,200円 2,010円
保管施設	野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに ※野積場 野積場の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。	2円22銭
船舶役務用施設	船舶給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに	関係市町の水道料金に82円を加えた額
港湾環境整備施設	緑地	使用料	露店類、自動販売機その他これらに類する施設 祭礼、縁日等に際し一時的に設ける場合 1平方メートル1日までごとに 150円 その他の場合 1平方メートル1月までごとに 1,030円	
港湾施設用地		使用料	専用使用 普通使用 1平方メートル1月までごとに 83円35銭に国有資産等所在市町村交付金に相当する額を加えた額 特別使用 1平方メートル1月までごとに 42円86銭 一時使用 1平方メートル1日までごとに 2円98銭 ※1 特別使用とは、県有上屋の屋上に倉庫等を設けることにより使用すること又は地表の通常の利用を妨げない範囲内において上空を使用することをいう。 ※2 港湾施設用地の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。	